

【令和7年度 自治体法務研修】 自治体法務入門研修 実施要領

- 1 研修の目的 業務上の課題等を法に基づいて考え判断する能力など、これからの自治体職員に必要とされる法務を習得する。
- 2 対 象 全職員
- 3 定 員 48人
- 4 日 程 令和7年7月23日(水)
※7月23日(水)から7月29日(火)の間中はWeb上の研修動画視聴による受講も可能です。
動画視聴用のURLは後日人事研修担当者にお知らせします。
- 5 会 場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室
(高知市本町4丁目1-35)
- 6 持参物 「地方自治小六法」及び職場でお使いの名札
※「地方自治小六法」は、憲法、地方自治法、行政不服審査法等の条文を確認するために利用します。条文が確認できれば、携帯電話、タブレットでの代用も可能です。
- 7 その他 事前に撮影された動画視聴による研修です。講師は来場しません。

カリキュラム		時間	講師
9:30	1 「自治体法務」を学ぶ意味 ・自治体法務とは何か ・法と政策 2 自治体の事務と自治体法務 ・自治体の事務と再配分 ・条例制定権 ・自治体と法令解釈権 ・国と自治体 3 自治体行政と住民 ・住民手続と住民 ・住民参加とまちづくり ・自治体と情報 ・自治体政策の実効性確保とその手段 ・自治体行政と財産権の制約	5.0 《注》	中央大学 法学部 教授 橋本 基弘 (はしもと もとひろ) 【略歴】 1959年生まれ。1989年中央大学大学院 法学研究科公法専攻博士後期課程単位取 得。1991年県立高知女子大学(現県立大学) 講師。同大学助教授、教授を経て2004年か ら中央大学教授。2009年10月より2013 年10月まで同大学法学部長、2014年11月 から同大学副学長。2017年11月から学校 法人中央大学常任理事。 【専門分野】 公法学 【著書】 ○「憲法の基礎」(北樹出版) ○「近代憲法における団体と個人」 (不磨出版) ○「プチゼミ憲法<1>(人権)」 (法学書院) ○「よくわかる地方自治法」 (ミネルヴァ書房) ほか
15:30	4 自治体をめぐる紛争の解決 ・自治体をめぐる紛争の解決 ・行政事件訴訟法の改正とその特徴 ・国家賠償 ・住民訴訟		

《注》終了時間が変更になる場合があります。

担当より	「自治体法務ってなに？」とっていませんか？ この研修では、職員として知っておくべき必要最低限の法律等の基礎を橋本講師の動画で学ぶ研修となっています。 この研修は毎年、「事例が分かりやすく、日々の業務の目的と根拠を改めて見つめなおし深く理解することにつながった」などと受講生からも好評な研修です。
------	--

こうち人づくり広域連合 担当：谷脇 秋穂

高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階 TEL:088-873-0333 FAX:088-872-7716

E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp HP:http://www.kochi-hitozukuri.or.jp